

報告 1 未来へつなぐまちづくりについて



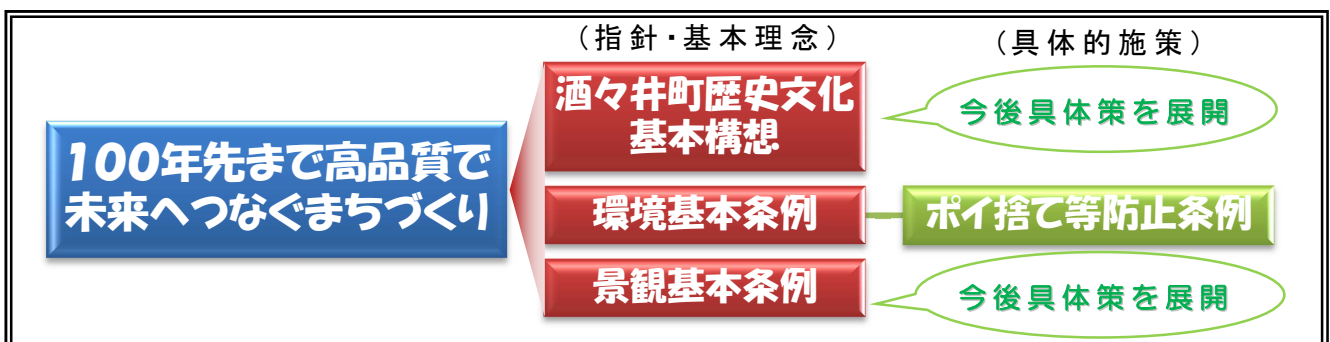
「人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち 酒々井」
の実現に向けて

酒々井町は、明治22年の町制施行以来、今年で129年を迎える歴史と伝統に包まれたまちであり、豊かな自然と優れた都市環境は、先人たちが築き守ってきた、今を生きる私たちの暮らしを支える大きな財産です。この財産を守り、後世に継承していくため、今私たちに何ができるのか、長期的視点に立った理念に基づき施策等を実施していく必要があります。

こうした中、平成28年に策定しました「酒々井町歴史文化基本構想」は、歴史と文化を守り、魅力ある地域資源として活用するための指針を示しており、また、昨年制定しました「環境基本条例」は、町民の安全で健康かつ文化的な生活を確保することを目的に、豊かな自然環境を守るための理念と目標を定めています。

その上で、昨年12月議会において制定しました「ポイ捨て等防止条例」は、「環境基本条例」の理念に基づき、具体策を実行していこうとするものの一つであり、このように、基本条例の理念や構想等に基づき、体系的に具体的施策を実施していくことが必要であると考えています。

さらに、今議会に提案しました「景観基本条例」は、良好な景観の保全や新たな景観の創出に関する基本理念と、施策の基本的事項を定めようとするものであり、歴史・文化、環境・景観を守り、活用し、創造する施策について、「酒々井町歴史文化基本構想」や「環境基本条例」と連携し、計画策定、予算計上、事業実施等具体策を展開していきます。



報告2 国民健康保険の県広域化及び介護保険について

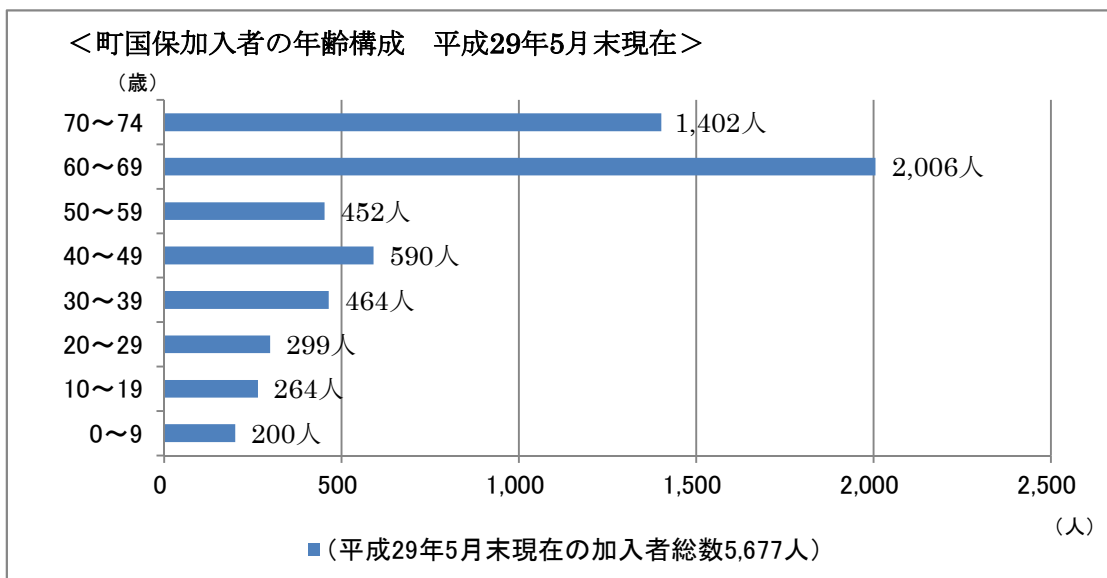
★国民健康保険税率⇒平成30年度据え置き

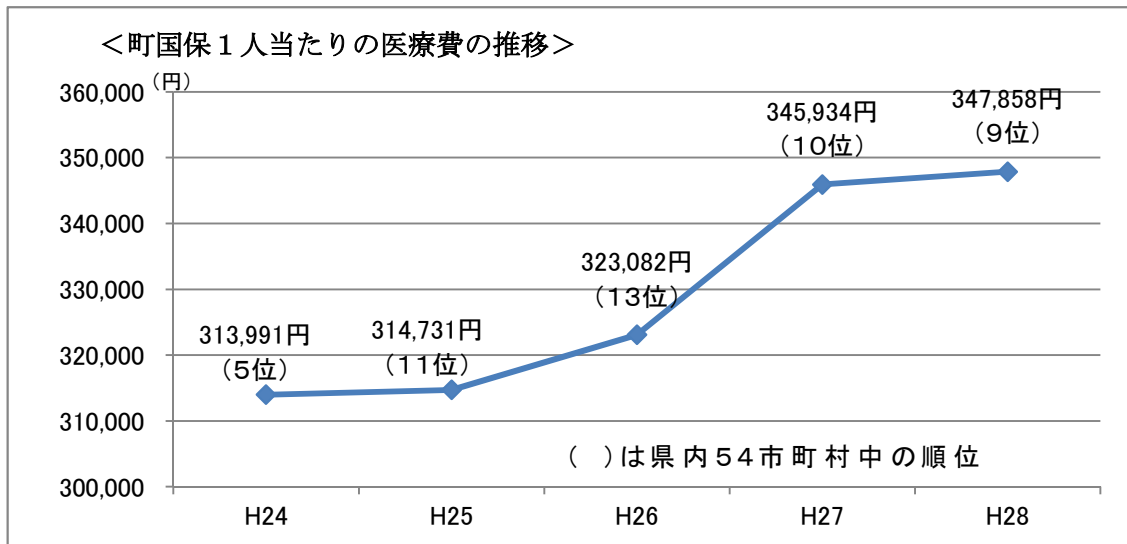
★介護保険料基準月額⇒3,900円変更なし

国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高く、1人当たりの医療費水準が高いこと及び低所得者が多く加入しているという構造的な問題を抱えていることに加え、医療技術等の高度化に伴う医療費の増加により、その財政は極めて厳しい状況が続いています。

そこで、平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等について、中心的な役割を担うこととなりました。

その中で、資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業等の地域に密着した事業は市町村が引き続き行い、被保険者の個々の事情に応じたきめ細かい対応を行うこととなりますが、特に、当町では国保加入者の高齢化が進み、医療費水準が高い状況が続いていることから、保健事業を推進し医療費の抑制を図ることが重要であると考えています。





また、保険給付費（総医療費の町負担分）に相当する費用は全額、県が各市町村へ「保険給付費交付金」として支払う仕組みに変更となるため、保険給付費に対する各市町村の財政上のリスクが解消された一方で、保険給付費交付金の財源となる「国保事業費納付金」を県が算出し、県内各市町村の医療費水準や所得水準などを基に各市町村に振り分け、各市町村が保険税率を設定する際の参考として「標準保険料率」を示すこととなりました。

平成30年度の当町の国保事業費納付金のうち、本来集めるべき保険税総額と現行の保険税率及び課税限度額で試算した結果を比較すると、県に納付する国保事業費納付金は**約4,300万円不足**することになります。

県の標準保険料率の算定結果の発表が2月6日だったことから、激変緩和を図るため、**平成30年度は当町の保険税率を据え置き**としますが、当町の高所得層に係る課税限度額については、現在の合計68万円に対し、千葉県内の50市町が採用している平成29年度法定課税限度額89万円と大きな開きがあり、課税の公平性を図る必要があります。

ただし、一気に法定限度額まで引き上げるのではなく、納税者の負担を考慮し激変緩和を図り、**課税限度額を80万円とし**、不足する約3,500万円については、国民健康保険特別会計財政調整基金より補てんしたいと考えています。

なお、平成31年度につきましては、引き続き保険税率及び課税限度額の引き上げについて、検討していきます。

◎平成29年度千葉県内各市町村課税限度額の状況

医療	支援	介護	合計	適用市町村
54万円	19万円	16万円	89万円	50市町村
53万円	18万円	15万円	86万円	2町村
51万円	14万円	12万円	77万円	1市
47万円	12万円	9万円	68万円	酒々井町

次に、第7期酒々井町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定についてご報告いたします。

介護保険の運営は、3年を一つの計画期間とする「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき実施しており、この4月から新たな「第7期計画」をスタートします。

少子高齢化が進み、2025年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる超高齢化社会を迎えるに当たり、高齢者の方が要介護とならないための介護予防事業の推進や、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう「**地域包括ケアシステム**」の構築が強く求められています。

こうした状況の中、第7期計画においては、人口推計や介護サービスの利用実績等をもとに算出したサービス見込量を確保するとともに、在宅介護に対する支援の強化や地域包括ケア実現に向けた地域支援事業の充実を図る内容となっています。

また、介護保険料については、第7期計画期間中のサービス事業量と現行料金での介護保険収入を推計した結果、支出が収入を上回る見込みとなりましたが、被保険者の負担を抑制するため、不足する分については介護給付費準備基金からの充当で補うものとし、**介護保険料の基準月額**は現行の**3,900円**を変更しないこととしました。

報告3 子育て支援施策について



「酒々井町子育て支援センター あいあい」 6月1日開所

町では、子育て世代の皆さんを支援するため、様々な施策を実施してきました。

そのひとつとして、役場西庁舎の「あいあいルーム」を中心に、子育て支援事業を実施していますが、その事業を一層充実させるとともに、ボランティアや地域の皆さんにも子育て支援に加わっていただき、町全体で子育てを支援できるよう、岩橋保育園の隣接地に子育て支援施設を設置することとしました。この施設につきまして、名称を「酒々井町子育て支援センター あいあい」と決定するとともに、6月1日開所に向けて準備を進めているところです。

子育て支援施設の名称については、町民の皆さんからの公募により、寄せられた案を町の子ども・子育て政策会議で審議していただいたところ、名称で施設の目的がわかること、及び現在の「あいあいルーム」の名称を継承する形で決定したいとの結論を得ましたので、「酒々井町子育て支援センター あいあい」としました。



6月1日開所予定の「酒々井町子育て支援センター あいあい」

また、子育て世帯、特に多子家庭の保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、昨年9月から第3子以降の学校給食費を無償としております。

さらに、小学生を対象とした「放課後児童クラブ」の運営について、利用する児童及び保護者と働く支援員にとってより良い子育て環境となるよう、これまで委託により運営してきた「大室台小学校放課後児童クラブ」を町が直接運営し、運営方法の検証を行い、改善に向けて検討をしていきます。

これまでも、安全で快適な保育・教育環境を整備するため、園舎や校舎の耐震化、教室等へのエアコンの設置や太陽光発電施設の整備等を行ってきましたが、さらなる教育環境整備のため、酒々井小学校学校用地の借地部分の取得を進めており、今年度、地権者1名のご協力により、1筆790平方メートルの用地取得について、現在契約手続きを行っています。

また、酒々井中学校のグラウンド整備事業につきましても、今年度、地権者2名のご協力により、2筆約4,856平方メートルの用地取得について、現在契約手続きを進めています。酒々井中学校グラウンド整備事業につきましては、今年度実施した基本設計に基づいて、今後とも必要な用地の確保や施設整備に取り組んでいきます。



借地の公有地化を進める酒々井小学校



グラウンド整備を進める酒々井中学校

報告4 酒々井リサイクル文化センターの延命化について

ごみ焼却施設は今後15年間継続して稼働



佐倉市、酒々井町清掃組合は、平成28年度から平成30年度までの3か年でごみ焼却施設基幹的設備改良工事を行っており、工事完了後、平成45年度までの15年間は継続して施設を稼働することで計画を進めています。



現在の場所で引き続き施設を稼働するためには、周辺にお住いの皆さまの承諾が必要となることから、1月26日に地元協議会（墨・飯積地区）を開催したところ、稼働期間の延長についてご承認いただき、2月7日付けで施設の稼働期間等について地元協議会と佐倉市、酒々井町清掃組合との間で覚書が締結されましたことを報告いたします。

